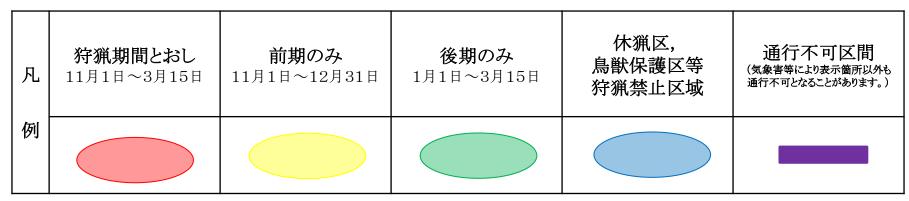
## 令和7年度 狩猟期における立入禁止区域図

## 狩猟者の皆さんへ

- 1. 入林される際は、管轄している森林事務所等に作業地の確認をして下さい。
- 2. 受理済みの入林届を持っている方でも、立入禁止区域内には立ち入りできません。
- 3. 立入禁止区域以外の国有林内でも作業しています。また、一般の方が入林されている場合もありますので、現地での各種標識等には十分注意して下さい。
- 4. 林道通行時は運転に十分注意して交通事故防止に努めて下さい。



※立入禁止区域が判別し難い場合は、管轄している森林事務所または署までお問い合わせ下さい。

## 大隅森林管理署

